

公営企業水道事業の決算報告

問 上下水道課 ☎ 079・435・2379

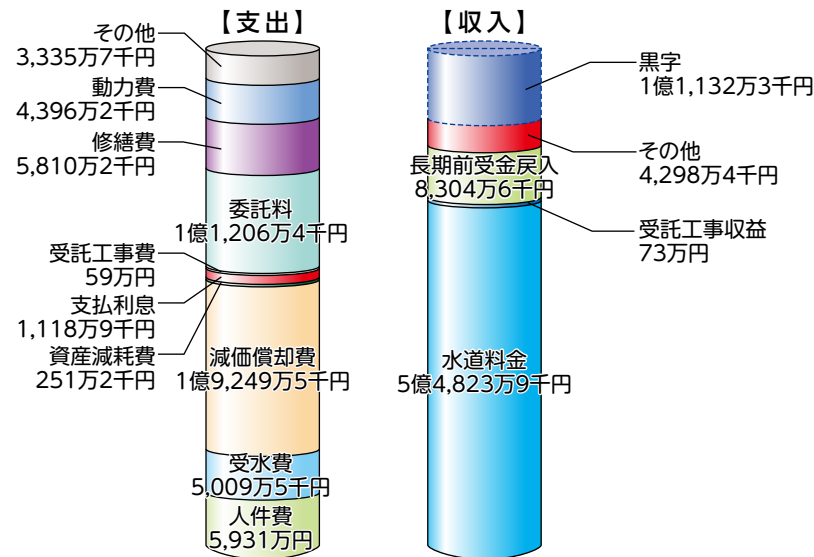
水道事業は独立採算制

水道事業は、「地方公営企業」として法律により税金を使わずに、使用者の皆さまからいただく水道料金により運営するように定められています。これを「独立採算制」といい、税金や国などの補助金などで運営される町の会計とは全く違った運営形態となっています。

また、会計方式は企業会計方式をとっており、「収益的収支」と「資本的収支」の2本立てで会計処理し、民間企業のように財務諸表と呼ばれる「損益計算書」や「貸借対照表」を作成しています。

収益的収支（税抜き）

令和6年度は、収入の柱である水道料金収入が5億4,823万9千円で、物価高騰対策として行った基本料金の減免対象月が、前年度と比べ減少した影響により、前年度比520.3万7千円の増額となりました。その他、受託事業の減少により受託工事収益が73万円で、前年度比70.3万3千円の減額となり、営業収益は5億5,312万8千円で、前年度比4,525万5千円の増額となりました。また、長期前受金戻入は8,304万6千円を計上し、前年度比24万円の減額となりました。以上によ

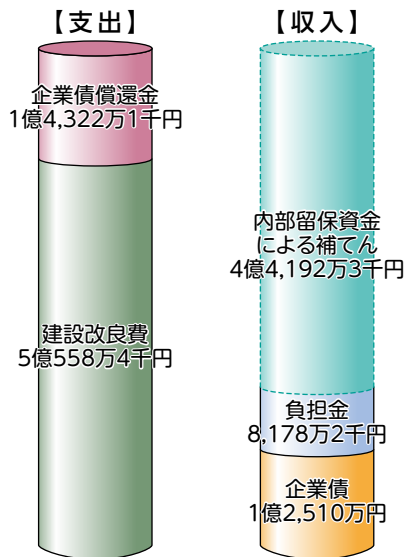


り、総事業収入は6億7,499万9千円で、前年度比136万2千円の増額となりました。支出では、受託事業の減額により受託工事費が59万円で、前年度比569万2千円の減額となったほか、委託料が1億1,206万4千円で、前年度比710万9千円の増額、修繕費が5,810万2千円で、前年度比854万6千円の減額、動力費が4,396万2千円で、前年度比697万4千円の増額となりました。以上により、支出総額が5億6,367万6千円で、前年度比5,855万4千円の減額となりました。結果、1億1,132万3千円

資本的収支（税込み）

収入は、企業債借入金が1億2,510万円で、前年度比5960万円の増額となったほか、町の事業などに伴う工事負担金、水道を新規に開設する際に必要となる加入分担金や給水装置負担金などが8,178万2千円で、前年度比3,043万4千円の増額となり、合計2億6,88万2

資本的収支（税込み）



今後の事業展望

水道事業では、コスト縮減を徹底して進めてきましたが、給水収益は、節水機器の普及により、平成9年をピークに減少傾向が続いており、当時と比べると

と料金改定を行ったにもかかわらず大きく減少しています。また、全国的に人口の減少が予測される中で、給水収益は、今後さらに減少することが予想されます。一方で、昭和50年頃からの人口急増期に布設された配水管の老朽化が一気に進み、これを更新するためには膨大な費用が必要となります。平成28年に監査法人に委託し、今後の更新投資の方針の検討と、財政収支シミュレーションを行い、平成29年は建設コンサルタントに委託し水道施設更新に係る基本方針を検討しました。これらにより安全・安心な水道を長期に渡り安定的に供給できるよう平成30年度に経営戦略を策定し、令和4年3月に改定を行いました。この経営戦略に基づき、今後

令和7年度の主な事業予定

安定給水を図るため、基幹管路の耐震化として西野添上野添地区基幹管路等布設替工事、北古田地区（第4工区）基幹管路布設替工事、老朽管の更新として新島公共小頭配水管布設替工事、導水管布設替工事（4号井〜第3浄水場）等を行います。

用語解説（上下水道共通）

収益的収支 水道料金や下水道使用料による収入と、水を作ったり家庭に送ったりするための維持管理経費、汚水処理したり、雨水を適切に排除したりするための維持管理経費などを中心とした営業活動の収支。

受託工事（事業）収益 依頼を受けて実施する配水管や下水道管の移設などによる収益。

長期前受金戻入 償却資産の取得または改良に伴い収入する国庫補助金や工事負担金などを「長期前受金」として負債（繰延収益）に一旦計上し、その中から当該年度の減価償却見合い分を収益化したもの。収益として計上していますが、資金の裏付けはありません。

人件費 上下水道事業所で働く職員の給与・賃金など。

減価償却費 施設の資産価値の減少分。将来、老朽化した施設を更新するための財源となります。

資産減耗費 廃棄する固定資産の残存帳簿価額及び廃棄に係る費用。

支払利息 施設建設の際に借りたお金（企業債）の利息。

受託工事（事業）費 依頼を受けて実施する配水管や下水道管の移設などに要する費用。

委託料 集金・検針業務や下水道管の点検、システムの保守にかかる費用など。

修繕費 水道管や下水道管の修理や古くなったメーターの交換などにかかった費用など。

動力費 浄水場やポンプ場のポンプなどを動かすための電気代や重油の購入費用。

その他 水を作るために必要な薬品購入費、納付書などの郵送料や手数料などの事務的経費。

資本的収支 古くなった上下水道施設の改良や新しい施設をつくるために必要な資金の収支。

負担金（資本的収支） 建設または改良工事のための工事負担金や新たに水道水を使う時に支払っていただいた加入分担金や給水装置負担金、下水道事業受益者負担金など。

企業債 建設または改良工事の資金に充てるためにする地方債（借入金）で、民間企業における社債などがこれに当たります。

※用語解説はP13に続く

